

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（行情）諮問第353号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第20号）

事件名：特定の事案に係る懲戒処分説明書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定の事案に係る職員処分一式（平成28年度の懲戒処分説明書）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月3日付け29受文科人第108号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求に係る行政文書は、「特定の事案に係る職員処分一式（平成28年度の懲戒処分説明書）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号及び6号二の不開示情報に該当することから不開示（原処分）としたところ、同条1号にはあたらないため、当該文書の同号を理由とする不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める旨の審査請求がなされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の所属部局課、職名、氏名、官職及び処分の理由の一部については、以下に掲げる理由から法5条1号ただし書イないしハに該当せず、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するため、同条1号により不開示としたところである。

本件対象文書には、特定の被処分者の非違行為の内容及びこれに対する

処分等に関する情報が、当該特定の被処分者の所属部局課，職名，氏名及び官職とともに記載されており，これらの文書は，自己の資質，人格又は名誉等に密接に関わる個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号の不開示情報に該当する。

なお，法5条1号ただし書イの該当性については，特定の非違行為に対する懲戒処分は，「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786 人事院事務総長通知）に基づき，事案の概要，処分量定及び処分年月日並びに所属，役職段階等の被処分者の属性に関する情報を個人が識別されない内容のものを基本として公表するとされているが，本件対象文書の本件不開示部分は法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とはいえず，同号ただし書イには該当しない。

次に，法5条1号ただし書ロの該当性については，本件不開示部分に記載された情報が，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であるとは認められないため，該当しない。

最後に，法5条1号ただし書ハの該当性については，当該不開示情報の中に被処分者等の職務に関係する部分が含まれているとしても，処分を受けることは，被処分者等の職務遂行の内容に係る情報とは言えないため該当しない。なお，過去の答申からも懲戒処分の情報は職務遂行の情報には該当しないと判断されている。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから，本件対象文書について一部開示決定の原処分を行ったところであり，審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月22日 審議
- ④ 平成30年4月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，法5条1号及び6号二に該当するとして，本件対象文書の一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して，審査請求人は，本件不開示部分の開示を求めているとこ

る、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書は、複数の特定職員に係る処分説明書であり、当該職員の氏名、所属等が記載されていることから、それぞれ全体として、当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

ア 本件不開示部分は、被処分者の①所属部課、②氏名、③官職、④級及び号俸並びに⑤処分の理由の一部であるところ、諮問庁は、本件不開示部分は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法5条1号ただし書イに該当しない旨説明する。

イ そこで、当審査会において、諮問庁から本件事案に係る報道発表資料の提示を受け、確認したところ、本件不開示部分中、被処分者の①所属部課、②氏名、③官職及び⑤処分の理由の一部のうち別表の1及び3に掲げる部分は、当該報道発表資料と同様の記述内容であることが認められる。

また、④級及び号俸は、当該報道発表資料にその記載はないものの、別表の2に掲げる部分については、報道発表資料やその外の公表されている資料等からおのずと明らかになる情報であることが認められる。

ウ そうすると、本件不開示部分のうち別表に掲げる部分は、法5条1号ただし書イに該当するが、別表に掲げる部分を除く部分は、公表慣行は認められず、同号ただし書イに該当しない。

エ 次に、別表に掲げる部分を除く部分の法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について検討する。

(ア) 本件不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

(イ) 当該被処分者は公務員であるが、本件事案の中に被処分者の職務遂行中にされた非違行為に係るものが含まれているとしても、懲戒処分を受けたことに関する情報は、被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

オ さらに、別表に掲げる部分を除く部分の法6条2項の部分開示の可否について検討する。

当該部分は、①所属部課、②氏名、③官職並びに④級及び号俸であり、特定の個人を識別することができる記述等の部分に該当するため、これを部分開示することはできない。

(3) 法5条6号該当性について

審査請求人は、不開示部分のうち法5条1号を理由とする本件不開示部分の開示を求めているものの、処分庁は、⑤処分の理由の一部については、同条1号及び6号二に該当するとしていることから、⑤処分の理由の一部に係る同号該当性についても検討する。

⑤処分の理由の一部は、上記(2)イのとおり、本件事案に係る報道発表資料と同様の記述内容であるので、これらを公にしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(4) したがって、別表に掲げる部分を除く部分については、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表に掲げる部分は同条1号及び6号二のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号二に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条1号及び6号二のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別表（開示すべき部分）

番号	開示すべき部分	該当する頁
1	所属部課欄，氏名欄及び官職欄の記載部分	1 頁， 2 頁， 3 頁， 5 頁， 7 頁， 8 頁， 1 0 頁， 1 3 頁， 1 4 頁， 1 5 頁
2	級及び号俸欄の記載部分	1 3 頁
3	処分の理由欄の記載部分	1 頁， 2 頁， 3 頁， 5 頁， 6 頁， 7 頁， 8 頁， 9 頁， 1 0 頁， 1 1 頁， 1 2 頁， 1 3 頁， 1 4 頁， 1 5 頁， 1 6 頁， 1 8 頁， 2 0 頁， 2 2 頁